

児童手当

全ての市町村

中学校卒業までのお子さんを養育されている方に支給されます。

対象者・要件

対象

中学校卒業までのお子さんを養育している方（所得制限あり）

要件

- ・ 児童が日本国内に住んでいる場合に支給されます。（ただし、留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります。）
- ・ （ただし、留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります。）
- ・ 児童が児童養護施設等に入所している場合や里親などに委託されている場合は、施設の設置者や里親などに支給されます。

事業内容

支給額（児童1人あたり、月額）

0～3歳未満 一律15,000円

3歳～小学校修了前 10,000円（第2子まで）、15,000円（第3子以降）

中学生 一律10,000円

- ・ 所得制限限度額（1）以上所得上限限度額（2）未満の場合における手当月額は、児童1人あたり一律5,000円になります。（特例給付）
 - ・ 所得制限上限限度額以上の場合、手当は支給されません。
- 1 所得制限限度額 960万円（年収ベース。子ども2人年収103万円以下の配偶者の場合）
2 所得上限限度額 1200万円（年収ベース。子ども2人年収103万円以下の配偶者の場合）

申請先・問い合わせ先

富山市 こども福祉課
富山市新桜町7-38
連絡先：076-443-2249

魚津市 こども課
魚津市釈迦堂1-10-1
連絡先：0765-23-1006

滑川市 子育て応援課
滑川市寺家町104番地
連絡先：076-475-2111（代表）

黒部市 こども支援課
黒部市三日市1301番地
連絡先：0765-54-2577

舟橋村 生活環境課
中新川郡舟橋村仏生寺55
連絡先：076-464-1121

上市町 福祉課
上市町湯上野1176番地
連絡先：076-472-1111（代表）

立山町 住民課
立山町前沢2440番地
連絡先：076-462-9956

入善町 結婚・子育て応援課
下新川郡入善町入膳423
連絡先：0765-72-1857

朝日町 住民・子ども課
下新川郡朝日町道下1133
連絡先：0765-83-1100(代表)

高岡市 子ども・子育て課
高岡市広小路7-50
連絡先：0766-20-1381

氷見市 子育て支援課
氷見市鞍川1060番地
連絡先：0766-74-8117

砺波市 こども課
砺波市栄町7-3
連絡先：0763-33-1590

小矢部市 こども家庭課
小矢部市鷺島15番地
連絡先：0766-67-8603

南砺市 こども課
南砺市荒木1550番地
連絡先：0763-23-2010

射水市

こども福祉課

射水市新開発410番地1

連絡先 : 0766-51-6629